



2026年5月21日

各 位

会 社 名 東 和 薬 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 逸 郎
(コード番号 4553 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 國 分 俊 和
(TEL 06-7175-8570)

第三者割当による A 種優先株式の発行、定款の一部変更ならびに 資本金および資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、2026年5月21日開催の取締役会（以下「本取締役会」）において、次の①から③までの各事項について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

①株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」）との間で投資契約書（以下「本投資契約」）を締結し、第三者割当により最大総額 200 億円の A 種優先株式（第 1 回 A 種優先株式および第 2 回 A 種優先株式を総称して、以下「本種類株式」）を発行すること（以下「本第三者割当」）

②本種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」）

③第 1 回 A 種優先株式の払込期日を効力発生日として、第 1 回 A 種優先株式の払込金額の資本金および資本準備金組入に伴う資本金および資本準備金増加分の全部につき、資本金および資本準備金の額を減少すること（以下「本資本金等の額の減少」または「本減資」）

なお、本第三者割当は、2026年6月24日開催予定の第 70 期定時株主総会において、本第三者割当および本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としており、本資本金等の額の減少は、本第三者割当の効力が生じることを条件としております。また、割当予定先による本種類株式の払込みは、本第三者割当、本資本金等の額の減少のために当社において必要とされる一切の手続（本定時株主総会において、本第三者割当、本定款変更に係る各議案の承認が得られることを含みます。）が全て適法かつ有効に履踐されていること、ならびに、払込期日における払込みと同時に、本資本金等の額の減少の効力が生じることが合理的に確実と見込まれること等を条件としております。

記

I. 本第三者割当による本種類株式の発行

本取締役会にて発行を決議した本種類株式は、当社の成長戦略における更なる設備投資等を目的として発行いたします。本種類株式の発行最大総額は 200 億円であり、手取金の全額を当社グループの持続的な成長に資する設備投資や協業案件等に充当する予定です。

1. 募集の概要

(1) 第 1 回 A 種優先株式

(1) 払 込 期 日	2026年7月31日（以下「クロージング日（第1回）」）
(2) 発 行 新 株 式 数	A 種優先株式 10,000 株

(6) 優先配当金の額	<p>第2回A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第2回A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とします。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入します。</p> <p>第2回A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第2回A種優先株式の1株当たりの払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払第2回A種優先配当金（別紙1-2「第2回A種優先株式発行要項」9.(5)において定義されます。）（もしあれば）の合計額に年率4.4%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含みます。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含みます。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とします。</p>
(7) その他	<p>詳細は別紙1-2「第2回A種優先株式発行要項」をご参照ください。第2回A種優先株式に議決権はありません。第2回A種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権および取得条項が付されております。当社とDBJは、本投資契約において、金銭を対価とする取得請求権の行使条件について合意しており、本投資契約に定める行使制限解除事由が発生しない限り、DBJが金銭を対価とする取得請求権を行使することによって、当社が第2回A種優先株式を取得するのは、2036年7月1日以降となります。また、第2回A種優先株式は譲渡制限が付されており、第2回A種優先株式の全部または一部を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならないものとされています。なお、第2回A種優先株式に普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項は付されていません。</p>

2. 本第三者割当による本種類株式の発行の目的および理由

(1) 資金調達のための主な目的

当社は、「私達は人々の健康に貢献します 私達はこころの笑顔を大切にします」という企業理念のもと、コア事業であるジェネリック医薬品事業に加え、「健康の維持」や「病気になる前の状態（未病）を健康な状態に戻す、または悪化させない」といった健康関連事業に関する取り組みを行い、「健康寿命の延伸」に貢献し、いつの時代も世の中や地域社会に必要とされる企業を目指しています。

政府は「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会」の報告書の中で、ジェネリック医薬品業界に対し、国民医療の基盤たる産業として、品質の確保された医薬品を安定的に供給する社会的責任を自覚し、将来にわたって持続可能な企業、産業となるよう、自ら率先して産業構造改革を行うよう提言しています。

一方で、ジェネリック医薬品の供給不安に端を発する医薬品不足の状況が依然として続いており、厚生労働省の発表によると、2026年5月時点で、全医療用医薬品の約13%（2,269品目）が限定出荷・供給停止の状況となっています。加えて、長期収載品がジェネリック医薬品に急速にシフトする中で、長期収載品を製造する先発医薬品企業が長年蓄積してきた製造技術やノウハウなど国内医薬品産業の貴重な資産が継承されず失われるリスクが指摘されており、当社としては、国内医薬品産業の持続可能性にとって大きな課題であると認識しています。

このような事業環境のもと、当社は、医薬品業界全体の課題に対し、先発医薬品企業、ジェネリック医薬品企業、医薬品製造受託企業が相互に連携した協業体制の構築に取り組み、将来にわたり治療上必要とされる医薬品を持続的に安定供給するエコシステムを構築し、社会全体の健全な循環モデルの実現を目指しています。

そのため、当社は引き続き自社製造ラインを最適化して医薬品の増産を推進するとともに、「製造キャパシティの確保」および「相互にバックアップ生産ができる体制の構築」を目指して、特許満了医薬品の安定供給エコシステムの構想に賛同いただける企業様との幅広い協業を検討しており、その両方について継続した投資が必要と考えております。

本第三者割当による調達資金については、上記、自社製造ラインの増強および経営方針や経営理念の認識が合致する企業様との協業等への成長投資に充当することを目的としております。

(2) 本第三者割当による資金調達を実施する理由

当社は、自己資本の増強による安定的な財務基盤の確保と調達資金の設備投資などへの充当による中長期的な成長という、本種類株式による資金調達の主旨からすれば、負債性の資金調達ではなく、資本性の資金調達の実施により自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

資本性の資金調達のなかでも当社普通株式の発行による資金調達では、議決権の大幅な希薄化を直ちに伴い、既存株主の株主価値を損ないかねないことから、議決権がなく、また普通株式への転換権もないことにより、現在および将来の普通株式の議決権の希薄化を伴わないA種優先株式を発行することによる資金調達が適切な選択肢であると考えております。

また、当社は、今後の資金需要の発生時期および調達額に一定の不確実性が伴うことを踏まえ、段階的な資金調達を行うことにより、資金効率の向上を図るとともに、事業および投資の進捗に応じた機動的かつ柔軟な資金調達を実現できると考えております。

当社としては、当社普通株式の即時および将来的な希薄化を抑制しつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためには、当社の事業内容を深く理解し、リスク判断能力の高い投資家からの資金調達が必要であると考えております。こうした中、投資家の特性、資金調達の金額規模、経済条件等を踏まえ、当社の種類株式を用いた第三者割当増資を前向きにご検討いただける引受先候補を対象に検討を進めた結果、当社を取り巻く経営環境、経営状況および当社の資本政策の考え方を十分にご理解いただいたこと等を総合的に勘案し、DBJ に対する無議決権の種類株式を用いた第三者割当が最も有効な選択肢であると判断いたしました。

なお、DBJ は本種類株式の引受にあたり「特定投資業務（注1）」の一環である「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化ファンド（注2）」を活用しております。

（注1）民間による成長資金の供給の促進並びに地域経済の活性化及び我が国企業の競争力の強化を図るため、国からの一部出資（産投出資）を活用して、成長資金を時限的・集中的に供給する業務。

（注2）「特定投資業務」において、重要物資の安定供給確保等のサプライチェーン強靱化やデジタル技術の活用による物流をはじめとするインフラの強靱化・高度化を推進するため設置した重点投資分野。

3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額

第1回A種優先株式発行時点

① 払込金額の総額	10,000,000,000円
② 発行諸費用の概算額	127,000,000円
③ 差引手取概算額	9,873,000,000円

（注）「発行諸費用の概算額」のうち主なものは、支払手数料、登録免許税および価値算定費用です。

第2回A種優先株式発行時点

① 払込金額の総額	最大 10,000,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	最大 35,000,000 円
③ 差引手取概算額	最大 9,965,000,000 円

(注)「発行諸費用の概算額」のうち主なものは、登録免許税です。

(2) 調達する資金の具体的な使途および支出予定時期

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
自社製造ラインの増強や協業等の成長投資	最大 20,000	2026年8月～2028年3月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

当社は、上記「2. 本第三者割当による本種類株式の発行の目的および理由」において記載の通り、引き続き自社製造ラインを最適化して医薬品の増産を推進するとともに、特許満了医薬品の安定供給に向けた製造キャパシティの確保と相互バックアップ体制の構築の達成を目指しており、本第三者割当の手取金を、上記の設備投資や成長投資等に充当します。

かかる資金調達にあたっては、投資規模に応じて機動的に活用できる資金が必要となることから、第2回A種優先株式については、当社が払込を希望する任意の日・希望する金額をDBJに対して通知の上、最大10,000百万円を調達し、その資金として使用いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本種類株式発行により調達する資金を上記「3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途および支出予定時期」に記載の使途に充当することで、医薬品の安定供給を通して収益性の向上を図ると共に、将来の財務体質の改善にも資するものであると考えており、当社の企業価値の向上にも寄与することから、資金使途については合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当社は、本種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング (以下、「プルータス・コンサルティング」) に本種類株式の価格算定を依頼し、プルータス・コンサルティングが一定の条件 (本種類株式に係る優先配当金、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求条項、当社のクレジットスプレッド等) を考慮した上で本種類株式の評価において一般的な価格算定モデルを用いて算定した本種類株式の公正価値に関する評価報告書を受領しております。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本種類株式を最大20,000株発行することにより、最大総額200億円を調達いたしますが、上記「2. 本第三者割当による本種類株式の発行の目的および理由」および「3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期」に記載の本種類株式の発行目的および資金使途に照らしますと、本種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。なお、本種類株式については、議決権がなく、かつ、当社普通株式を対価とする取得請求権を付与されていないことから、当社普通株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性はありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名 称	株式会社日本政策投資銀行		
(2)	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 地下 誠二		
(4)	事 業 内 容	長期性資金供給（出融資）等		
(5)	資 本 金	1,000,424 百万円（全額政府出資）		
(6)	設 立 年 月 日	2008年10月1日		
(7)	発 行 済 株 式 数	43,632,360 株（2025年12月末時点）		
(8)	決 算 期	3月		
(9)	従 業 員 数	1,955 名（2025年9月末時点）（連結）		
(10)	主 要 取 引 先	－		
(11)	主 要 取 引 銀 行	－		
(12)	大 株 主 お よ び 持 株 比 率	財務大臣 100%		
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当社と当該割当先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該割当先の関係者および関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該割当先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該割当先の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該割当先との間で銀行借入の金融取引があります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該割当先は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該割当先の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績および財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決 算 期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	
連 結 純 資 産	4,108,846	4,161,963	4,328,367	
連 結 総 資 産	21,698,605	21,549,329	21,372,723	
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	69,826.09	70,999.17	72,957.82	
連 結 経 常 収 益	410,882	392,086	501,728	
連 結 経 常 利 益	147,844	113,380	202,495	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	103,205	83,752	149,619	
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	2,229.02	1,736.13	2,817.34	
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	490	370	未定	

※1 2026年3月期の配当につきましては、2026年6月開催予定のDBJの定時株主総会にて決議予定であり、1株当たり配当金（円）について現時点では未定となっております。

※2 当社は、本投資契約においてDBJから、自己およびその役員が暴力団等と関係がないこと等の表明および保証を得ております。また、DBJは、会社の沿革、役員等について有価証券報告書等において公表しております。当社は、このような割当先の開示情報および当社とDBJとの従来からの取引関係等当社の認識している情報も踏まえ、DBJ、DBJの役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

今回の資金調達は、「2. 本第三者割当による本種類株式の発行の目的および理由」にも記載の通り、

投資家の特性、資金調達金額規模、経済条件等を踏まえ、当社の種類株式を用いた第三者割当増資を前向きにご検討いただける引受先候補を対象に検討を進めた結果、当社を取り巻く経営環境、経営状況および当社の資本政策の考え方を十分にご理解いただいたこと等を総合的に勘案し、DBJ を割当先として選定いたしました。

なお、当社は本第三者割当に関し、DBJ との間で、当社に対する出資のほか、以下の事項を含む本投資契約を締結しております。

- (ア) 当社は、各クロージング日までに、本種類株式の発行及び DBJ に対する本種類株式の割当てに必要な法令等及び定款等の内部規程上必要な手続を完了させる。
- (イ) 当社は、クロージング日（第 1 回）を効力発生日として本減資（第 1 回）を、クロージング日（第 2 回）を効力発生日として本減資（第 2 回）を、それぞれ実施するものとする。
- (ウ) 当社は、本投資契約締結日以降 DBJ が本種類株式又は償還請求若しくは強制償還に基づく当社に対する金銭債権を保有している期間中、大要以下の重要事項を行う場合には、DBJ の事前の承諾を得なければならない。
 - ① 会社法又は定款上、当社の株主総会における特別決議が必要とされている事項（ただし、以下の各号に掲げる事項については当該各号に定めるところに従う。）。
 - ② 本投資契約締結日現在、自らが行っている主たる事業の全部若しくは重要な一部の中止若しくは廃止、重要な不動産の譲渡若しくは譲受け、事業全部の賃貸、事業全部の経営の委任、重要な子会社若しくは関連会社に係る株式の売却（子会社又は関連会社の範囲の変更を伴うものに限る。）、又は重要な知的所有権若しくはライセンスの売却、処分若しくは放棄（ただし、米国事業に係る事項については、DBJ の事前の書面による承諾を要しない。この場合、当社は、当該行為を行おうとするときは、DBJ に対して、事前に（遅くとも 30 営業日前までに）書面により通知した上で、誠実に協議するものとする。）。
 - ③ 定款の変更（ただし、本定款変更及び法令等の改正に伴う形式的な変更を除く。）。
 - ④ 株式取扱規程の重要な変更。
 - ⑤ 合併、会社分割、事業の譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転、株式交付、組織変更その他の重要な組織再編行為（ただし、米国事業に係る事項については、DBJ の事前の書面による承諾を要しない。この場合、発行会社は、当該行為を行おうとするときは、DBJ に対して、事前に（遅くとも 30 営業日前までに）書面により通知した上で、誠実に協議するものとする。）。
 - ⑥ 解散。
 - ⑦ 倒産手続開始の申出又は申立て。
 - ⑧ 株式の分割、株式の併合又は株式若しくは新株予約権の無償割当て。
 - ⑨ 当社の普通株式を保有する株主に対する剰余金の配当（ただし、当社の各事業年度末日時点の分配可能額から、当該事業年度の翌事業年度中に見込まれる剰余金の配当額（普通株式に係る配当に限らず、本種類株式を含む種類株式に係る配当を含み、また、未払配当を含む。）その他の会社法第 461 条第 1 項各号に定める行為に係る金額の合計額を除いた額が、当該事業年度末日を強制償還日として当該時点における本種類株式の全部について強制償還をしたと仮定した場合の強制償還価額の合計額以上になる場合は除く。）。
 - ⑩ 自己株式又は自己新株予約権の取得、処分又は消却（取得条項付株式の取得を含む。ただし、会社法第 192 条に定める単元未済株式の買取請求権の行使に基づく取得及び本種類株式の取得条項又は取得請求権の行使に基づく本種類株式の取得並びに当該株式の消却を除く。）。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、DBJ が本種類株式の取得を中期的な投資として引き受ける意向であり、本種類株式取得後は、本種類株式の発行要項等の定めに従い、本種類株式を保有する方針であることを確認しております。また、本種類株式は譲渡制限が付されており、本種類株式の全部または一部を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならないものとされています。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、DBJ が 2025 年 6 月 27 日付で関東財務局長宛に提出している有価証券報告書に記載の連結貸借対照表に、現金預け金 1,162,334 百万円（2025 年 3 月 31 日）と記載されており、DBJ が本種類株式の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。

7. 本第三者割当後の大株主および持株比率

(1) 普通株式

本第三者割当前 (2026 年 3 月 31 日現在)		本第三者割当後
株式会社吉田事務所	40.83%	同左
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7.77%	
US BANK NATIONAL ASSOCIATION JP ACCTS TS (常任代理人 三菱 UFJ 銀行)	3.98%	
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3.33%	
東和薬品共栄会	3.13%	
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 4)	2.96%	
吉田 逸郎	2.96%	
東和薬品社員持株会	2.03%	
BNP PARIBAS LUXEMBOURG 2S JASDEC FIM LUXEMBOURG FUNDS UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行)	1.63%	
有限会社吉田エステート	1.32%	

(注1) 持株比率は自己株式 (2,288,133 株) を控除して計算しております。

(2) A 種優先株式

第 1 回 A 種優先株式割当前 (2026 年 3 月 31 日現在)	第 1 回 A 種優先株式割当後
該当なし	株式会社日本政策投資銀行 100.00%

第 2 回 A 種優先株式割当前	第 2 回 A 種優先株式割当後
株式会社日本政策投資銀行 100.00%	同左

8. 今後の見通し

本件が当社業績に与える影響につきましては、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
連結売上高	227,934百万円	259,594百万円	273,710百万円
連結営業利益	17,647百万円	23,242百万円	23,102百万円
連結経常利益	24,477百万円	26,152百万円	28,079百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	16,173百万円	18,986百万円	5,250百万円
1株当たり連結当期純利益	328.59円	385.71円	106.66円
1株当たり配当金	60.00円	70.00円	80.00円
1株当たり連結純資産	3,167.27円	3,486.40円	3,617.95円

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（2026年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 51,516,000株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始値	1,902円	2,908円	2,692円
高値	3,240円	3,395円	4,445円
安値	1,703円	2,488円	2,298円
終値	2,904円	2,679円	4,005円

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始値	3,265円	3,630円	3,635円	4,425円	4,100円	3,945円
高値	3,755円	3,775円	4,430円	4,445円	4,490円	4,035円
安値	3,160円	3,465円	3,545円	3,850円	3,945円	3,240円
終値	3,640円	3,595円	4,410円	4,005円	3,960円	3,865円

※5月の株価は2026年5月20日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年5月20日
始値	3,980円
高値	3,985円
安値	3,800円
終値	3,865円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

1.1. 発行要項

別紙1「A種優先株式 発行要項」をご参照ください。

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

本種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本種類株式を追加し、本種類株式に関する規定を新設するものです。

2. 本定款変更の内容

別紙2「定款変更案」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程

2026年5月21日（木）	本定款変更に係る取締役会決議
2026年6月24日（水）	第70期定時株主総会決議（予定）
	本定款変更の効力発生日（予定）

III. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

当社の成長戦略における更なる設備投資等に十分な分配可能額を確保するため、第1回A種優先株式の払込金額の資本金および資本準備金組入に伴う資本金および資本準備金増加分の全部につき、資本金の額および資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。

また、本資本金等の額の減少については、本第三者割当に係る払込みを条件とします。

なお、第2回A種優先株式については、当社が、当該払込みを希望する日および払込みを希望する金額を確定させ、DBJに対して通知して以降、下記、別紙1-2「第2回A種優先株式 発行要項」に記載された内容の範囲内で、当社取締役会において具体的な募集事項を決定予定であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

50億円（但し、第1回A種優先株式発行に限る）

なお、第1回A種優先株式の発行により資本金の額が50億円増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

(2) 減少すべき資本準備金の額

50億円（但し、第1回A種優先株式発行に限る）

なお、第1回A種優先株式の発行により資本準備金の額が50億円増加いたしますので、効力発生日の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項および第3項ならびに第448条第1項および第3項の規定に基づき、本資本金等の額の減少を上記の通り行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

第1回A種優先株式の発行に係る本資本金等の額の減少は、以下の日程にて実施する予定となっております。なお、第2回A種優先株式については、当社が、当該払込みを希望する日および払込みを希望する金額を確定させ、DBJに対して通知して以降、第1回A種優先株式と同様に、当社取締役会決議を経て、第2回A種優先株式発行に係る資本金等の額の減少をお知らせいたします。

2026年5月21日（木）	本資本金等の額の減少に係る取締役会決議
2026年6月25日（木）	債権者異議申述公告（予定）
2026年7月27日（月）	債権者異議申述最終期日（予定）
2026年7月31日（金）	第1回A種優先株式に係る払込金の払込期日（予定）
	本資本金等の額の減少の効力発生日（予定）

4. 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響もありません。

以上

東和薬品株式会社
第1回A種優先株式 発行要項

1. 募集株式の種類	東和薬品株式会社 第1回A種優先株式
2. 募集株式の数	10,000株
3. 払込金額	1株につき1,000,000円
4. 払込金額の総額	10,000,000,000円
5. 増加する資本金の額	5,000,000,000円 (1株につき500,000円)
6. 増加する資本準備金の額	5,000,000,000円 (1株につき500,000円)
7. 払込期日	2026年7月31日
8. 割当先/株式数	株式会社日本政策投資銀行に全株式を割り当てる。

第1回A種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）又は第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下、第1回A種優先株主と併せて「第1回A種優先株主等」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主等に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主等に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、第1回A種優先株式1株につき、下記9. (4)に定める額の配当金を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として第1回A種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第1回A種優先株式を取得した場合、当該第1回A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当は行わない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、第1回A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。 第1回A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払第1回A種優先配当金（下記9. (5)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.4%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日として第1回A種優先株主等に対して

	支払われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として上記9. (4)に従い計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払第1回A種優先配当金」という。）は、翌事業年度以降に累積する。
(6) 非参加条項	当社は、第1回A種優先株主等に対して、上記9. (4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については、この限りではない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、第1回A種優先株式1株当たり、下記10. (2)に定める金額を支払う。
(2) 残余財産分配額	
①基本残余財産分配額	第1回A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)①に定める基本償還価額相当額（ただし、下記12. (2)①における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。
②控除価額	上記10. (2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、第1回A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)②に定める控除価額相当額（ただし、下記12. (2)②における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）を、上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	第1回A種優先株主等に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	<p>(1) 第1回A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。</p> <p>(2) 当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>(3) 当社が、募集株式又は募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第199条第4項又は会社法第238条第4項に基づく第1回A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>
金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）	
(1) 償還請求権の内容	第1回A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価として第1回A種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1回A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該第1回A種優先株主に対して、下記12. (2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。以下「償還価額」とい

	う。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1回A種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1回A種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。
(2) 償還価額	
①基本償還価額	第1回A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。 (基本償還価額算式) 基本償還価額=1,000,000円×(1+0.044) ^{m+n/365} 払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。
②控除価額	上記12.(2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合は、第1回A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除する。 (控除価額算式) 控除価額=償還請求前支払済優先配当金×(1+0.044) ^{x+y/365} 償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。
(3) 償還請求受付場所	大阪府門真市新橋町2番11号 東和薬品株式会社
(4) 償還請求の効力発生	償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
13. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)	
(1) 強制償還の内容	当社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、第1回A種優先株主等の意思にかかわらず、当社が第1回A種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1回A種優先株主等に対して、下記13.(2)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定による第1回A種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、第1回A種優先株式の一部を取得するときは、取得する第1回A種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。
(2) 強制償還価額	
①基本強制償還価額	第1回A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)①に定める基本償還価額相当額(ただし、上記12.(2)①における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)(以下「基本強制償還価額」という。)とする。
②控除価額	上記13.(2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、第1回A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)②に定める控除価額

		額相当額（ただし、上記 12. (2)②における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）を、上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除する。
14. 株式の併合又は分割		(1) 法令に別段の定めがある場合を除き、第 1 回 A 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 (2) 第 1 回 A 種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。
15. 譲渡制限		譲渡による第 1 回 A 種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

東和薬品株式会社
第2回A種優先株式 発行要項

1. 募集株式の種類	東和薬品株式会社 第2回A種優先株式
2. 募集株式の数	●株
3. 払込金額	1株につき1,000,000円
4. 払込金額の総額	●円
5. 増加する資本金の額	●円 (1株につき500,000円)
6. 増加する資本準備金の額	●円 (1株につき500,000円)
7. 払込期日	●年●月●日
8. 割当先/株式数	株式会社日本政策投資銀行に全株式を割り当てる。

第2回A種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株式を有する株主（以下「第2回A種優先株主」という。）又は第2回A種優先株式の登録株式質権者（以下、第2回A種優先株主と併せて「第2回A種優先株主等」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主等に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主等に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、第2回A種優先株式1株につき、下記9. (4) に定める額の配当金を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として第2回A種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第2回A種優先株式を取得した場合、当該第2回A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当は行わない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、第2回A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。 第2回A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第2回A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払第2回A種優先配当金（下記9. (5)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.4%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日として第2回A種優先株主等に対して支払われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準

	日として上記9. (4)に従い計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払第2回A種優先配当金」という。）は、翌事業年度以降に累積する。
(6) 非参加条項	当社は、第2回A種優先株主等に対して、上記9. (4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については、この限りではない。
10. 剰余財産の分配	
(1) 剰余財産の分配	当社は、剰余財産を分配するときは、第2回A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、第2回A種優先株式1株当たり、下記10. (2)に定める金額を支払う。
(2) 剰余財産分配額	
①基本剰余財産分配額	第2回A種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記12. (2)①に定める基本償還価額相当額（ただし、下記12. (2)①における「償還請求日」は「剰余財産分配日」（剰余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）（以下「基本剰余財産分配額」という。）とする。
②控除価額	上記10. (2)①にかかわらず、剰余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（剰余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、第2回A種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記12. (2)②に定める控除価額相当額（ただし、下記12. (2)②における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「剰余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）を、上記10. (2)①に定める基本剰余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記10. (2)①に定める基本剰余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	第2回A種優先株主等に対しては、上記のほか剰余財産の分配を行わない。
11. 議決権	
	(1) 第2回A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。 (2) 当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 (3) 当社が、募集株式又は募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第199条第4項又は会社法第238条第4項に基づく第2回A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）	
(1) 償還請求権の内容	第2回A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価として第2回A種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第2回A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該第2回A種優先株主に対して、下記12. (2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第2回A種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第2回A種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役

	会において決定する。
(2) 償還価額	
①基本償還価額	<p>第2回A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。</p> <p>（基本償還価額算式） $\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.044)^{m+n/365}$</p> <p>払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。</p>
②控除価額	<p>上記12.(2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合は、第2回A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除する。</p> <p>（控除価額算式） $\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.044)^{x+y/365}$</p> <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。</p>
(3) 償還請求受付場所	<p>大阪府門真市新橋町2番11号</p> <p>東和薬品株式会社</p>
(4) 償還請求の効力発生	償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
13. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）	
(1) 強制償還の内容	<p>当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、第2回A種優先株主等の意思にかかわらず、当社が第2回A種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第2回A種優先株主等に対して、下記13.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定による第2回A種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、第2回A種優先株式の一部を取得するときは、取得する第2回A種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。</p>
(2) 強制償還価額	
①基本強制償還価額	<p>第2回A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)①に定める基本償還価額相当額（ただし、上記12.(2)①における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）（以下「基本強制償還価額」という。）とする。</p>
②控除価額	<p>上記13.(2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、第2回A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)②に定める控除価額相当額（ただし、上記12.(2)②における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）を、上記13.(2)①に定める基本強制償還価額か</p>

		ら控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除する。
14. 株式の併合又は分割		(1) 法令に別段の定めがある場合を除き、第 2 回 A 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 (2) 第 2 回 A 種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。
15. 譲渡制限		譲渡による第 2 回 A 種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

以 上

東和薬品株式会社
定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定款変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、14,700万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数等) 第6条 当社の発行可能株式総数は、14,700万株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は14,700万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は2万株とする。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式について100株とし、A種優先株式について1株とする。</u></p> <p><u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>(A種優先配当金)</u> <u>第11条の2 当社は、第33条第1項の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。)に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.4%を乗じて算出した金額について、当該期末配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「A種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該期末配当の基準日から当該期末</u></p>

(新設)

配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る期末配当を行うことを要しない。

2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。

3 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については、この限りではない。

(A種期中優先配当金)

第11条の3 当社は、第33条第2項又は第34条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)を行うときは、当該期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率4.4%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種期中優先配当金」という。)を行う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(新設)

(残余財産の分配)

第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。))と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。))と読み替えて算出される。))を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(新設)

(金銭を対価とする取得請求権)

第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「償還請求」という。))ができる。当社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。))がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額

(新設)

$$=1,000,000 \text{ 円} \times (1+0.044)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.044)」の指数を表す。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1+0.044)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.044)」の指数を表す。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除

<p>(新設)</p>	<p>する。</p> <p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第11条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>2 当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p><u>3 当社が、募集株式又は募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第199条第4項又は会社法第238条第4項に基づくA種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p><u>第11条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(A種優先株式に係る譲渡制限)</u></p> <p><u>第11条の9 当社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(種類株主総会への準用)</u></p> <p><u>第11条の10 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、種類株主総会について準用する。</u></p>

以上